

「電気工事士法施行規則」の一部改正について

令和 3 年 3 月
経 済 産 業 省
電 力 安 全 課

1. 改正の背景

現在、電気工事士法に基づく電気工事士の免状等※は、紙により交付しているが、業界からは、紙では強度不足で実用に耐えないとの指摘がなされているところ。

※ 第一種電気工事士免状、第二種電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証

このため電気工事士の免状等を紙ではなくプラスチックカードにより交付することについて、第4回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会電気保安制度ワーキンググループ（令和3年1月22日開催）において議論したところ、問題ない旨結論が得られたため、所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

電気工事士の免状等を、紙による交付からプラスチックカードによる交付へ変更するものとし、これに伴い様式の変更を行う。

なお、プラスチックカード化に当たっては、早期実現のニーズが高いものの、免状等の発行者である都道府県等における対応機材の導入（カードプリンター・スキャナ）やそのための予算要求等の事務手続に十分な準備期間を必要とするため、公布から施行まで1年間以上の期間を設けた上で、令和4年4月1日に本省令を施行し、プラスチックカードによる交付へ移行することとする。ただし、令和4年度中に移行完了することを前提に、移行期間として、準備が整うまでは、旧様式での免状等の発行を可能とする経過措置を設ける。

また、移行までに紙で交付した電気工事士免状等も引き続き有効とする経過措置を設ける。

3. 今後のスケジュール

令和3年3月まで	公布
令和4年4月1日	施行

○経済産業省令第二十一号
電気工事士法（昭和三十五年法律第三十九号）を実施するため、電気工事士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和三年三月三十日

電気工事士法施行規則

電気工事士法施行規則の一部を改正する省令

電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号。以下「規則」という。）の一部を次のように改正する。

様式第三を次のように改める。

経済産業大臣 梶山 弘志

様式第3
表面

裏面

備考 白色のプラスチック板を用い、裏面には免状作成後に記入する文字及び証印が容易に消えない処理を施すこと。

様式第三の二を次のように改める。

様式第3の2
表面

裏面

備考 白色のプラスチック板を用い、裏面には免状作成後に記入する文字が容易に消えない処理を施すこと。

様式第五の五を次のように改める。

様式第五の五
表面

裏面

備考 白色のプラスチック板を用い、裏面には認定証作成後に記入する文字が容易に消えない処理を施すこと。

様式第五の六を次のように改める。

様式第五の六
表面

裏面

備考 白色のプラスチック板を用い、裏面には認定証作成後に記入する文字が容易に消えない処理を施すこと。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状並びに特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証の様式については、この省令による改正後の規則様式第三及び様式第三の二並びに様式第五の五及び様式第五の六にかかわらず、令和五年三月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の規則様式第三若しくは様式第三の二により交付若しくは再交付されている電気工事士免状又はこの省令による改正前の規則様式第五の五若しくは様式第五の六により交付若しくは再交付されている特種電気工事資格者認定証若しくは認定電気工事従事者認定証は、この省令の施行後においてもなお効力を有する。